

## 議案第39号

### 白岡市公共施設再編実行計画審議会条例

#### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、白岡市公共施設再編実行計画に係る必要な調査及び審議を行うため、白岡市公共施設再編実行計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 白岡市公共施設再編実行計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設の再編に関し、市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事項の答申が終了するまでの期間とする。

#### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号の委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその者に対し、資料の提出を求めることができる。

(傍聴)

第7条 審議会の会議は、議長の許可を得て傍聴することができる。ただし、決議により秘密会としたときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画部ファシリティマネジメント推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会の部の次に次のように加える。

白岡市公共施設再編実行計画審議会	会長	日額 7,000	1日 1,300
	委員	日額 6,100	

令和8年6月4日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡市公共施設再編実行計画に係る必要な調査及び審議を行うことを目的として、白岡市公共施設再編実行計画審議会を設置するため、この案を提出するものである。